

事 務 連 絡
平成19年 2 月 5 日

各検疫所 御中

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室

モニタリング検査の強化について
(イタリア産ブロッコリーの種子及びその加工品)

平成18年度輸入食品等モニタリング計画については、平成18年3月31日付け食安輸発第0331006号（最終改正：平成18年12月25日付け食安輸発第1225001号）に基づき実施しているところです。

今般、検疫所のモニタリング検査の結果、イタリア産生鮮ブロッコリーの種子において食品衛生法違反の事例があったことから、下記の食品については、食品衛生法違反の蓋然性を判断する目的で、クロロネブを含む残留農薬に係るモニタリング検査の頻度を50%に引き上げて対応するので、検査の実施方よろしくをお願いします。

記

- 1 対象食品
イタリア産ブロッコリーの種子及びその加工品（簡易な加工に限る。）
- 2 検査項目
残留農薬

(違反事例)

1. 品 名：生鮮ブロッコリーの種子
2. 生産国：イタリア
3. 検査結果：クロロネブ 0.25ppm（基準値：0.01ppm）
4. 検 疫 所：名古屋検疫所（届出受付番号：第53004937791号1欄）
5. 輸 入 者：三ツ矢貿易株式会社